

9 Q&A

Q 1 一般競争入札は、誰でも参加できるのか。

A 公告に記載された資格要件を満たす者であれば誰でも参加できます。

Q 2 資格要件は、誰が定めるのか。

A 千葉県建設工事等入札参加資格委員会の意見を聞いて契約担当者が決定します。
また、入札参加資格確認申請者の資格の有無についても、同委員会の意見を聞いて確認します。

Q 3 公告は、どこへ行けば見られるのか。

A ちば電子調達システム（入札情報サービス）に掲載します。

Q 4 申請様式は、どこでもらえるのか。

A 千葉県ホームページよりダウンロードして、使用してください。

【一般競争入札（事後審査Ⅱ型）参加資格確認申請書】

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kensetsukouji/kitei-tsuuchi/shiori/jigosin2gata.html>

【総合評価方式の技術資料に関する様式】

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/sougouhyouka/guideline/hinshitsu.html>

Q 5 入札参加資格確認申請の審査基準日は、いつになるのか。

A 審査基準日は、入札参加資格確認申請期限日です。

Q 6 入札参加者の資格要件のうち「年間平均完成工事高」とはなにか。

A 等級格付けの基礎となった経営事項審査による完成工事高（2年平均又は3年平均）又は審査基準日で有効な経営事項審査による完成工事高を言います。

Q 7 どのような工事を対象に「年間平均完成工事高」を設定するのか。

A 設計金額5千万円未満の工事のうち、予定価格が事前公表の工事において設定することができ、必要となる完成工事高の額については、発注する工事に応じ個別に設定します。

Q 8 入札参加者の資格要件のうち「災害対応貢献企業」とはなにか。

- A 災害対応貢献企業の定義は以下のとおりであり、対象となる協定については、発注する工事に応じ個別に設定します。
- ア 県又は出先機関の長と地震・風水害・その他の災害が発生する恐れのある場合の防止、及び災害が発生した場合の応急対策に係る業務の協定を締結している関係団体に加入している者
 - イ 入札公告から過去2年間に、当該工事を所轄する事務所等の要請に基づき、当該工事の工種に係る公共土木施設等の災害の予防並びに機能の確保及び回復のため、災害応急に係る業務（建設工事に限る）を施工した実績がある者

Q 9 どのような工事を対象に「災害対応貢献企業」を設定するのか。

- A 設計金額5千万円未満の工事のうち、地域に精通し施工について必要な知識経験を有する地元企業の活用により円滑かつ効率的な施工の確保が見込まれるもので、以下に該当する一部の工事において設定します。
- ア 災害復旧に関する工事
 - イ 維持修繕に関する工事

Q10 入札参加資格確認申請書のあて先は誰か。

- A 入札参加資格確認申請書のあて名は、公告した者（＝契約担当者）と同じです。

Q11 設計図書等は、どこで見られるのか。

- A 設計図書等は、工事を所轄する事務所等で閲覧できます。
なお、無償による入札情報サービスシステムでの配付又はCD-Rでの配付をしている場合がありますので公告をご覧ください。

Q12 共同企業体の結成は、どのように行われるのか。

- A 一般競争入札の公告により構成員に求める要件と共同企業体に求める要件に注意しながら、各単独企業の自主的な結成によることとなります。

Q13 共同企業体の結成に当たり、協定書は何部作成するのか。

- A 協定書は、構成員数に申請時の提出部数2部を加えた部数を作成します。
※提出は正副3部（うち1部はJVに返却）ですが、構成員それぞれが押印した協定書を持参することとなっています。
- (例) 2社JVの場合 構成員数(2部) + (提出2部) = 4部
3社JVの場合 構成員数(3部) + (提出2部) = 5部

Q14 共同企業体の結成に当たり、構成員の最低出資比率はどのくらいか。

A 構成員の最低出資比率は、2社JVの場合は30パーセント、3社JVの場合は20パーセントです。

Q15 共同企業体の名簿登載申請は、いつ、どこへすればよいのか。

A 特定建設工事共同企業体であっても、入札参加業者資格者名簿に登載されなければなりません。

したがって、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請（名簿登載申請）は、一般競争入札の資格確認申請の前に行うこととなります。

申請書のあて名は知事、申請書の提出先は、県土整備部建設・不動産課です。

入札参加資格申請書のあて名は公告した者のため、名簿登載申請書のあて名と異なる場合がありますのでご注意ください。

Q16 共同企業体に発注する工事に、単独企業で入札参加することはできるのか。

A 単独企業での参加はできません。

Q17 工事費内訳書は、どのようなものを使用すればよいか。

A 工事内訳書は、千葉県発注工事の入札における工事費内訳書取扱要領別記第1号様式によるものとし、積算基準の適用の区分に応じ、次の表に掲げる項目を記載してください。ただし、入札参加者が作成した独自の様式を用いることは妨げません。

積算基準の適用	記載を要する項目
営繕	中科目別内訳まで
下水（土木を除く）	細別内訳まで
上記以外	細別（新土木工事積算大系の工事工種体系における細別）まで

なお、入札の際に、電子入札システムにより工事費内訳書の提出がない場合は、重大な不備があるものとして入札は無効となります。

詳細は「千葉県発注工事の入札における工事費内訳書取扱要領」を参照ください。

また、再度入札がある場合は、2回目の再入札の金額に応じた工事費内訳書を電子入札システムにより提出する必要があります。

平成29年5月2日から、サポート対象外のファイルを添付した場合、提出したファイルが発注者に届かない等の可能性がありますので、工事費内訳書を提出する際は、特にご注意ください。添付可能なファイル等については、千葉県ホームページ「入札のしおり関係（建設工事等）」に掲載されていますのでご覧下さい。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kensetsukouji/kitei-tsuuchi/shiori/index.html>

Q18 開札結果は、どこで確認すればよいか。

A 開札結果は、入札を行った各所属の窓口及び「入札情報サービス」で閲覧できます。

Q19 電子入札システムの使用方法はどこで分かるのか。

A 操作方法の説明は、ちば電子調達システムの「マニュアル」欄にありますのでご利用ください。

システム操作マニュアル <https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/webportalPublic/LPSIP30R.html>

Q20 電子入札約款はどこで見られるのか。

A 千葉県ホームページの「建設工事等における電子入札のしおり」に掲載されていますのでご覧ください。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kensetsukouji/kitei-tsuuchi/shiori/denshinyuusatsu.html>

Q21 参加資格確認申請書等（資格確認資料、技術資料含む。）の提出はどのように行うのか。

A 参加資格確認申請書等については、平成30年6月1日以降に入札公告を行う工事から、原則、電子入札システムの添付機能により提出します。この場合、発注機関の窓口への直接持参は不要です。

ただし、電子ファイルの容量超過等で電子入札システムによりがたい場合は、郵送又は託送により提出することができます。（具体的な提出先等は、案件ごとに異なるので必ず公告を確認してください。）

なお、技術資料の中に工事費内訳書を添付して提出した場合、入札は無効となりますのでご注意ください。

Q22 主任技術者又は監理技術者を配置できなくなった場合の申出書の様式はあるか。

A 指定の様式はありません。任意の様式で、申請者、工事名、理由を記載した書面を公告に記載された各種書類の提出先へ持参ください。なお、申し出にあたっては、公告に記載された連絡先へお問い合わせください。

（以下、「一抜け方式」に係るQ&A）

Q23 同時発注される場合、必ず「一抜け方式」が適用されるのか。

A 発注者が、受注機会の確保・均等や地域の実情等の観点を踏まえ、「一抜け方式」を適用するかどうか判断することとしています。

Q24 複数の工事等のすべてに参加しなければいけないのか。

A すべての工事等の入札に参加することも、特定の工事等のみに参加することも可能です。

Q25 一般競争入札のWTO政府調達協定の適用対象工事についても、一抜け方式を適用する場合はあるのか。

A WTO政府調達協定の適用対象工事については、広く入札参加を呼びかけることから、

資格設定の制限は最低限とする必要があるため、落札者に制限がかかる一抜け方式の適用はできません。

Q26 開札順はどのように定めるのか。

A 開札順は、設計金額（予定価格）の高い順に定めます。なお、開札順については、公告文に記載をします。

Q27 通常の入札手続きと異なる点はなにか。

A 発注者は、一般競争入札では、一抜け方式の対象となる複数の案件について1つにまとめて公告を行い、公告には、あらかじめ定めた開札順を記載します。

電子入札システム上は、申請書、資格確認資料及び技術資料の提出は、参加を希望する案件のうち開札が最も早い案件に提出し、その他の参加を希望する入札案件については、建設工事に係る一抜け方式入札実施要領に定めた様式（別紙（建設工事に係る一抜け方式入札実施要領 第5条（3））をのみを提出します。

入札参加者は、複数の案件に入札参加する場合であっても、申請書、資格確認資料及び技術資料を一つ作成することで済みます。（申請書及び技術資料には、参加を希望する全ての案件名を記載します。）

なお、入札は、電子入札システムにより、これまでと同様に参加する案件毎に行うこととなります。

Q28 一抜け方式の対象案件の一部の入札案件が中止となった場合は、どうなるのか。

A 一抜け方式の対象案件の一部の入札案件が中止となった場合は、当該中止案件はなかったものとみなして、落札決定順位を繰り上げ、入札手続きを続行します。

ただし、入札の公正性を阻害するおそれのある場合は、入札及び契約の手続きを中止する場合があります。

Q29 一連の入札案件の内、一つで低入札が発生した場合はどうなるのか。

A 事前に開札順を定めていることから、低入札の案件が発生し保留となった場合は、以降の案件も含めて手続きが保留となります。

Q30 一部の入札案件が予定価格超過により再度入札となった場合は、どうなるのか。

A 事前に開札順を定めていることから、再度入札の案件が発生し場合は、以降の案件の手続きが保留となります。

Q31 入札公告が一つにまとまるが、電子調達システムではどのようにするのか。

A 電子調達システム上では、一抜け方式の対象となる工事等ごとに案件登録されているため、入札参加者も、それぞれの工事等に対して手続きを行う必要があります。